

議 答 申 個 第 3 8 号

平成 3 0 年 1 2 月 5 日

生駒市長 小 紫 雅 史 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会

会 長 下 村 敏 博

生駒市個人情報保護条例の一部改正について（答申）

平成 3 0 年 1 0 月 3 日付け生総第 1 0 7 号で諮問のあったことについて、当審議会の意見は、下記のとおりです。

記

1 個人情報の定義について

(1) 個人識別符号の定義について

改正概要 [第 2 条 (定義) 第 1 号]

個人情報の定義の明確化のため、「個人情報」とは「個人に関する情報」であって、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」及び「個人識別符号が含まれるもの」のいずれかに該当するものであるとし、「その他の記述等」を具体的に定義するとともに、指紋データや旅券番号等の「個人識別符号」の定義を導入する。

意見

「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）」の改正（以下「法改正」という。）により、個人情報の定義が改正され、「個人識別符号」が含まれる情報が個人情報に該当すること等、個人情報の定義が明確化されたことを踏まえ、生駒市個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）においても「個人識別符号」が含まれる情報が個人情報に該当すること等を明確にするため個人情報の定義を改正することは適当である。

(2) 死者に関する情報について

意見 [第2条 (定義) 第1号]

個人情報保護法や行政機関個人情報保護法における個人情報は、「生存する個人」の情報に限られる一方、保護条例の個人情報の定義規定では、個人情報を生存する個人に関する情報に限定しておらず、死者に関する情報も個人情報に含まれるものとして運用しており、法と異なる運用となっている。

総務省からの通知（平成29年5月19日総行情第33号「個人情報保護条例の見直し等について（通知）」。以下「総務省通知」という。）において、個人情報に死者に関する情報を含めるかどうかは、法の趣旨を踏まえながら、各地方公共団体において判断することとされており、法改正後においても死者に関する情報を個人情報に含んでいる市が多数あり、今回の条例改正ではできるだけ広く死者の名誉を守るという観点から、個人情報から死者に関する情報を除外せず今後も引き続き審議することとする。

2 要配慮個人情報について

(1) 要配慮個人情報の定義について

改正概要 [第2条 (定義) 第5号]

本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報を「要配慮個人情報」として定義する。

意見

法改正により、本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報を「要配慮個人情報」として定義されたことを踏まえ、生駒市が保有する個人情報においても、「要配慮個人情報」とされる情報についてその取扱いに特に配慮を要する必要があることから、保護条例に個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法と同じ「要配慮個人情報」の定義を設けることは適当である。

(2) 個人情報取扱事務目録への記載について

改正概要 [第6条 (個人情報取扱事務の届出等) 第5号]

個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときにあらかじめ届け出なければならない事項に「要配慮個人情報」を追加する。

意見

法改正により、本人が自己に関する「要配慮個人情報」の利用の実態をよりの確に認識し得るようにするため、「要配慮個人情報」の有無を個人情報ファイル簿に記載することとされたことを踏まえ、生駒市が保有する「要配慮個人情報」の取扱いについても透明性を図る重要性は変わらないため、個人情報取扱事務開始届に「要配慮個人情報」の有無を記載することは適当である。

(3) 収集の制限について

意見 [第7条 (収集の制限) 第2項]

保護条例において、「思想、信条、宗教、人種、民族、犯罪歴及び社会的差別の原因となるおそれがある事項」の収集を原則禁止しているが、法改正で新たに定義された「要配慮個人情報」には、それらのほかに病歴や障害等の情報も含まれるが、本市の現行の事務ですでに取り扱われているものが多数ある。しかし、これまでも病歴や障害等の情報を取り扱う際には保護条例で規定されているとおり、所掌事務の遂行に必要な範囲内での収集や目的外利用の禁止等の規定に則り適切に取り扱ってきた。

さらに、行政機関個人情報保護法において「要配慮個人情報」に係る収集制限が設けられておらず、総務省通知においても、「要配慮個人情報」に係る収集制限は各地方公共団体の判断に委ねられていることを踏まえ、本条項の制定趣旨及び運用状況並びに行政機関個人情報保護法の規定等を踏まえ、今回の条例改正では改正しないことは、適当である。

3 電子計算機の結合の制限について

意見 [第10条 (電子計算機の結合の制限)]

電子計算機の結合制限の規定は、実施機関が通信回線を介し実施機関以外のものに対し個人情報を随時入手可能な状態にするものが対象であり、行政機関個人情報保護法では定められていない。しかし、その取扱いを誤ると個人の権利利益を侵害するおそれがあることから、本市においては平成11年の条例制定当初から規定されており、行政機関個人情報保護法が制定された際も変更されていない。

保護条例は電子計算機の結合を禁止しているわけではなく、慎重に対応することとしているものであり、制限の必要性は現在も変わらないことから、現段階では電子計算機の結合制限の規定を維持することが適当である。

以上